

臨時学生等雇用促進奨励金

臨時学生等雇用奨励金制度は、市内企業等が、市内に住む学生や若者を新たに雇用（従業員を増員）する場合に、その賃金相当額を一定期間助成することで、新型コロナウイルス感染症への対応等への要員確保を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入に影響を受けた学生や生活に困窮する若者の経済的支援を図ることで、学生の修学の継続、若者の生活の安定及び地域経済の活力の維持増大を図ることを目的としています。

- | | |
|-------|--|
| 対象企業等 | 八王子市内に本社又は事業所を有する企業等
※個人事業者、法人格を有する団体を含みます。 |
| 雇用対象 | 八王子市内に在住する 学生・若者を雇用
※若者は、15歳以上39歳以下で生活に困窮している方 |
| 助成額 | 被雇用者1人につき 月額5万円を上限に助成
※5万を下回った場合はその額。1事業者10人を限度とし最長6ヶ月 |
| 助成期間 | 令和3年2月までに被雇用者に支払った賃金相当額
※令和2年7月以降に新たに雇用された学生・若者に限ります。 |
| 申込方法 | 事前申込書を、令和2年8月31日(月)までに郵送
※当日消印有効 |

事前申込書等のダウンロードや奨励金の交付要件など、詳しくは八王子市のホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/002/008/gakuseikoroina/p026944.html>

<問合せ先・郵送先>

八王子市 市民活動推進部 学園都市文化課

TEL:042-620-7548 FAX:042-626-0253

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1「学園都市文化課 臨時学生等雇用促進奨励金担当」宛

